

在中国日系企業が直面している様々な環境制度への対応や環境に関する諸問題の解決に寄与するために、ジェトロ広州は、中国の環境政策や関連法規、環境制度の専門知識などに関する最新情報を定期的に発信して参ります。皆様のお役立てれば幸いに存じます。本メルマガの内容についてご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

—————[2021年11月号 目次]—————

○企業摘発事例

環境アセスメント手続きに要注意！管理不行届による高額罰金

○政策規制解説

1. 『中華人民共和国環境影響評価法』第24条第1項
2. 『建設プロジェクト環境保護管理条例』第19条第1項

○企業環境管理のポイント

環境アセスメントで押さえるべきポイント

○企業摘発事例

環境アセスメント手続きに要注意！管理不行届による高額罰金

事例1:承認がないまま加工工程を新設「二重処罰」に

某アルミニウムプロファイルの加工工場が、加工工程を新設したが、それに対する環境アセスメント報告書を更新せずに、環境管理部門の許可証明がないまま稼働。環境部門の査察において、当企業は環境アセスメント手続きが不完全だけでなく、その新設の工程に対応する污水处理設備も設置されていないことが分かり、企業に42万元、管理責任者に9万5,000元の罰金が科せられた

■（関連法規：[『中華人民共和国環境影響評価法』](#)）

事例2:環境アセスメントの検収を時間通りに行わず、31万元の罰金

某プラスチック製品メーカーが2019年に生産工程の環境アセスメント手続きを行い、建設プロジェクトや汚染処理施設の工事をすべて法に準じて完成したが、稼働して1年以上が経っても、

環境処理施設に対する自主検収が行われていなかった。三年後、環境部門に審査により、当該企業及び代表取締役は『建設プロジェクト環境保護管理条例』に基づき、合計 28.5 万元の罰金が課せられた。

■ 関連法規: 『[建設プロジェクト環境保護管理条例](#)』

○ 政策規制解説

1. 『中華人民共和国環境影響評価法』第 24 条第 1 項

建設プロジェクトの環境アセスメント報告書が環境部門に許可された後、建設プロジェクトの性質、規模、場所、採用した生産プロセスもしくは汚染処理・防止策および生態破壊防止策に重大な変化がある場合、事業者は改めて建設プロジェクト環境アセスメント報告書を提出し、新たに許可を得る必要がある。

■ 出所:

<http://www.npc.gov.cn/npc/sjxflfg/201906/5e47c4866d5b44ff8b338997e37ee2cc.shtml>

=====

2. 『建設プロジェクト環境保護管理条例』第 19 条第 1 項

建設プロジェクトとその汚染処理設備は環境アセスメント報告書に沿って検収手続きを完了してから稼働する必要がある。未検収および検収不合格の状態での生産・使用は許可されていない。

■ 出所: http://www.gov.cn/zhengce/2020-12/26/content_5574290.htm

○ 企業環境管理のポイント

環境アセスメントで押さえるべきポイント

近年、環境アセスメントに関する規制と査察が強まり、環境アセスメント手続きの際、些細なミスでも、企業に大きなリスクをもたらす可能性がある。

●いつまで環境アセスメントの許可を取る必要があるか？

建設プロジェクトの工事開始前に許可を得る必要がある。

●生産中に出した危険廃棄物の属性、種類、発生量などが環境アセスメントの時と一致しない場合、どう対応すべきか？

重大な変化がある場合は更新した環境アセスメント報告書を改めて提出し、環境部門の許可を得る必要がある。

●危険廃棄物と関わる建設プロジェクトの場合、環境処理施設の検収時にどんな基礎的な資料を収集する必要があるか？

1. 環境アセスメント報告書及び審査意見、許可書類
2. 工程設計図、施工図などの技術書類
3. 工事実施中の環境監理報告書と検測報告書

【免責事項】

・上記の内容は、中国政府によって公式にリリースされた情報またはその他のメディアの公開情報に基づいたもので、当社は関連情報の収集、編集、翻訳のみを行い、内容の正確性と信頼性について責任を負いません。当社は、当社が提供する情報に基づいて読者が下した判断または決定に対して、いかなる法的責任も負わないものとします。

・上記の情報に関連する法律文書はすべて、中国の公式サイトから選定され、中国語から日本語に翻訳されたものです。ご利用にあたり、標記の曖昧さが生じる場合、中国語版を正本とします。必要に応じて、中国の法律に精通している専門家にご相談ください。

【相談窓口】

JETRO 広州では、環境・省エネ分野を専門とするコーディネーターをパートナーに、皆様からの相談にご対応させていただいております。どうぞ気軽にご相談ください。よろしくお願いたします。

【お問い合わせ先】

JETRO 広州事務所 担当：田中、朱
メール：PCG@jetro.go.jp
TEL: 020-8762-0060